

学校歯科健康診断時の感染症対策についてのお願い

令和 2 年 6 月 1 日 日本学校歯科医会

学校歯科健康診断実施にあたり、『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり』に基づいて、事前に学校側と感染症対策について十分にご協議いただきますようお願い申し上げます。

また、学校歯科医の先生方におかれましても、「学校歯科医の活動指針」をお読みの上、感染の予防に十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

＊（文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2020.5.22 Ver,1）P33 参考）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

学校歯科健康診断時の注意点（留意点）

学校側

- 1 事前に家庭での健康管理を徹底する
- 2 事前に保健調査票を記入する
- 3 健康診断当日は児童生徒や検診にかかわる教職員全員の体調チェックを徹底する
- 4 検診室の換気を適切に行う
- 5 密集しないよう一度に多くの児童生徒を検診室に入れない
- 6 検診室では会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する
- 7 ミラー等の検診器具の滅菌を徹底する
- 8 記録者はマスク・フェイスガードを着用することが望ましい

学校歯科医側

- 1 手指消毒（アルコール等）を徹底する
- 2 口腔内を触らない検診方法を心掛ける
- 3 マスク・グローブを着用する
 - ＊グローブの用意が可能であればグローブは一人ひとり交換することが望ましい
 - ＊顎関節検査は、保健調査票を参考とし、異常を訴える児童生徒を触診しグローブを交換する
- 4 ゴーグル（フェイスガード・フェイスシールド）を着用することが望ましい
- 5 保健調査票を活用し、効率良い健康診断を行う
- 6 特別支援学校や高リスクの環境において身体抑制が必要な場合は防護着を着用することが望ましい
- 7 「学校歯科医の活動指針」に準じて、臨機応変に対応すること